

# 自治会法人 谷口自治会規約

## ( 目 的 )

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 福祉に関する事項
- (2) 文化・体育に関する事項
- (3) 道路・交通に関する事項
- (4) 防犯・防災に関する事項
- (5) 回覧板の回付などの広報活動
- (6) 美化・清掃等地域内の環境整備
- (7) 敬老・慶弔・表彰に関する事項
- (8) 官公庁との連絡、折衝に関する事項
- (9) その他目的達成に必要な事項

## ( 名 称 )

第 2 条 本会は『自治会法人 谷口自治会』と称する。

## ( 区 域 )

第 3 条 本会の区域は、別図の通りとする。

## ( 事 務 所 )

第 4 条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。なお、事務職員を雇用することができる。

## ( 会 員 )

第 5 条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. 区域内の法人及び団体は、本会の活動を協賛する賛助会員となることができる。
3. 入会の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

## ( 会 費 )

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

( 役 員 )

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1人
2. 副 会 長 1人
3. 会 計 1人
4. 各部部長 6人 (広報部、体育部、文化部、道路交通部、福祉環境部  
防犯防災部)
5. 監 査 役 2人

( 役員を選任 )

第 8 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

( 役員職務 )

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 会計は、予算決算を担当する。
4. 各部部長は、その担当する各種事業の責任者となる。
5. 監査役は、本会の会計及び資産の状況を監査する。  
なお、監査役は前々任の副会長と会計があたるものとし、欠員が生じたときは、同期の会長がその任にあたるものとする。

( 役員任期 )

第 10 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

( 総会種別 )

第 11 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

( 総会構成 )

第 12 条 総会は、代議員をもって構成する。

( 代議員 )

第 13 条 代議員の定数は、120名とし、その選出方法は町内割り 60%世帯割り 40%とし、町内会ごとに選出する。ただし、任期は1年として再選を妨げない。

2. 町内会ごとに選出する代議員のうち1名以上を女性とする。

( 総会の権能 )

第 14 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

( 総会の開催 )

第 15 条 通常総会は、毎年度決算終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

( 総会の議長 )

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

( 総会の定足数 )

第 17 条 総会は、代議員の二分の一以上の出席がなければ、開催することはできない。

( 総会の議決 )

第 18 条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における第 17 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
4. やむを得ない理由のため対面による総会が開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができ、書面の提出をもって総会への出席とみなす。
5. 前項の場合においては、第 16 条、第 17 条及び本条第 1 項の規定を準用する。

( 総会の議事録 )

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

( 役員会の構成 )

第 20 条 役員会は、監査役を除く役員をもって構成する。

( 役員会の権能 )

第 21 条 役員会は、次の事項を決める。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 役員会の招集 )

第 22 条 役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員のお分の一以上から招集の請求があつたとき召集する。

( 役員会の議長 )

第 23 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

( 役員会の定足数 )

第 24 条 役員会には、第 17 条及び第 18 条の規定を準用する。

( 資産の構成 )

第 25 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費及び賛助会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. その他の収入

( 資産の管理 )

第 26 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

( 資産の処分 )

第 27 条 本会の資産で別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において三分の二以上の議決を要する。

( 事業計画及び予算 )

第 28 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（ 事業報告及び決算 ）

第 29 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後二か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（ 会計年度 ）

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（ 顧問及び相談役 ）

第 31 条 本会に、顧問及び相談役を置き、会長が委嘱する。

（ 消防団 ）

第 32 条 谷口消防後援会は、本会役員をもって構成し、正副会長は本会役員の間選、若しくは総会で選出することができる。

（ 児童館 ）

第 33 条 本会は、児童館の運営・活動に協力する。

（ 慶弔規定 ）

第 34 条 本会の運営及び、広く地域に功績があったことを役員会において承認された場合、表彰することができる。

2. 本会の顧問、相談役及び現職役員の弔慰金は、別に定める。

（ 規約の変更 ）

第 35 条 この規約の変更は、総会において代議員の四分之三以上の議決を得たのち、区長の認可を受けて行うものとする。

（ 委任 ）

第 36 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

（ 附 則 ）

1. 第 7 条の役員のうち、会長を選出するときは、会長選考委員会を組織し、選出を行うこととする。

選考委員会は、各町内会より相談役1名と現会長並びに新旧町内会長により、構成されるものとする。

2. この規約は、平成9年6月19日（市長の認可年月日）から施行する。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の会計年度は、第30条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から翌年の3月31日までとする。
  
5. 本規約は、平成10年4月5日改正、同日より実施する。
  
6. 本規約は、平成11年4月4日改正、同日より実施する。
  
7. 本規約は、平成12年4月2日改正、同日より実施する。
  
8. 本規約は、平成16年4月4日改正、同日より実施する。
  
9. 本規約は、平成27年4月5日改正、同日より実施する。
  
10. 本規約は、令和2年4月5日改正、同日より実施する。
  
11. 本規約は、令和4年4月3日改正、同日より実施する。

（慶弔規定細則）

第1条 第34条第2項の弔慰金は、金10,000円とし、花環を贈り弔辞を捧げる。

（会計規定細則）

第2条 会員は、年間一世帯700円の会費を納入するものとする。

（平成16年4月4日改正）